

東京都高次脳機能障害支援普及事業実施要綱

改正 平成30年3月26日 29福保障精第1757号

第1 目的

この要綱は、東京都の高次脳機能障害者に対する支援拠点機関（以下「支援拠点機関」という。）を定め、専門的な支援を行うとともに、区市町村や関係機関等との地域支援ネットワークの充実を図り、高次脳機能障害者に対する適切な支援が提供される体制を整備する。

また、高次脳機能障害者支援に携わる区市町村や関係機関等の職員等への研修等を実施し、地域における適切な支援の普及及び広報・啓発を図り、高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は東京都とし、支援拠点機関は、東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）とする。ただし、第4の（3）に掲げる事業については、医療法人等で、適切な事業運営ができると認められる医療機関に委託（以下、「受託医療機関」という。）して実施する。

第3 対象者

本事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 高次脳機能障害診断基準により、高次脳機能障害を有すると認定された者
- (2) 高次脳機能障害を有すると判断され、かつ支援を必要とする者

第4 事業内容

- (1) 支援拠点機関

ア 相談支援事業

支援拠点機関は、対象者についての個別の相談支援、区市町村・関係機関等の行う支援に対する助言及び情報提供を行う。

イ 支援ネットワーク構築

支援拠点機関は、区市町村、関係機関等と連携して行うコーディネート支援事業及び対象者の地域支援に関するネットワークの構築を図るため、各種連絡会等を実施し、区市町村、関係機関等との連携を図る。

また、学識経験者、医師、区市町村職員、保健所、当事者団体、就労支援機関等を加えた相談支援体制連携調整委員会を設置し、地域の実態把握、関係機関の連携確保、事業の実施状況の分析、効果的な支援方法等について総合的な検討を行い、地域支援ネットワークの充実を図る。

ウ 人材育成、広報・普及等

支援拠点機関は、区市町村や関係機関等において、相談、支援が適切に行われるよう、当該機関の職員等に対する研修等を実施する。また、高次脳機能障害及びその支援について、広く都民に対し、広報及び普及・啓発を図る。

- (2) 区市町村における支援の促進

東京都は、区市町村が高次脳機能障害者支援を行うための体制整備について、情報提供、連携等の適切な支援を行う。

- (3) 二次保健医療圏における支援の促進

東京都は、専門的リハビリテーションの充実を図るため、二次保健医療圏を単位として、受託医療機関において、以下の事業を実施する。

ア コーディネーターの設置

受託医療機関に、高次脳機能障害の専門知識を有するコーディネーターを設置し、以下の事業を実施する。

(ア) 圏域内の区市町村と連携し、医療機関や地域援助事業者等関係機関に対する高次脳機能障害への理解促進や連携体制の強化の働きかけを行う。

(イ) 高次脳機能障害支援の充実のため、他圏域の受託医療機関と連携・情報共有を行う。

イ 症例検討会や圏域連絡会を実施し、関係機関によるネットワークを推進する。

ウ 医療機関等のリハビリ専門職や福祉・介護・就労等の関係機関に対して研修を実施し、高次脳機能障害の理解や支援に係る専門的知識・技術等の向上を図る。

エ 上記アからウのほか、東京都が必要と認めた事業を実施する。

第5 費用の負担

第4の(3)に掲げる事業に要する費用は、別に東京都と受託医療機関との間で締結する「委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

第6 実施状況の報告

第4の(3)に掲げる事業の実施状況は、別に東京都と受託医療機関との間で締結する「委託契約書」に基づき、東京都に報告するものとする。

第7 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、事業により知り得た対象者等の秘密等、その業務によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、保有する個人情報の適正管理に努める。

第8 その他

この事業の実施に当たり支援拠点機関に関する必要な事項は、センター所長が別に実施細目において定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。